

手術の施設基準に関する掲示

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6項並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

【2024年実績（2024年1月～12月）】

1 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0件
イ	黄斑下手術等	40件
ウ	鼓室形成手術等	1件
エ	肺悪性腫瘍手術等	55件
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	43件

2 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	14件
イ	水頭症手術等	1件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	1件
オ	角膜移植術	0件
カ	肝切除術等	9件
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3件

3 区分3に分類される手術

ア	上顎洞形成手術等	1件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件
エ	母指化手術等	0件
オ	内反足手術等	0件
カ	食道切除再建術等	0件
キ	同種死体腎移植術等	0件

4 区分4に分類される手術

胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	195件
----------------	------

5 区分5に分類される手術

ア	人工関節置換術	154件
イ	乳児外科施設基準対象手術	0件
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	26件
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び体外循環を要する手術	0件
オ	経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0件
	（不安定狭心症に対するもの）	1件
	（その他のもの）	3件
	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの） （不安定狭心症に対するもの） （その他のもの）	16件 24件 58件

※各手術の区分は、厚生労働省の定める施設基準の分類に基づく。